

第3回 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年3月28日（月） 午前10時30分～

2 場 所

岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

家内労働者代表委員 : 3人

委託者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃額審議について

(2) その他

5 議事要旨

(1) 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃額審議について

最低工賃額について審議され、双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【家内労働者代表の意見要旨】

改定後工賃額については、委託者代表の提示額が前回と変わらないのであれば、その金額で同意し、発効日についても意向に任せたいと考えている。

【委託者代表の意見要旨】

- ・ 改定後工賃額については、カップラー差し、チューブ通しともに前回と同額の引上げ率5%で算出した金額を提示する。
- ・ 発効日については、前回同様本年7月1日以降でお願いしたい。

公益より金額及び発効日に関する意見について家内労働者に確認したところ、委託者代表の意見を受け入れる旨回答があった。

(2) その他

最低工賃に使用されている用語変更について審議し、カップラー差しは先ハメ、カップラーをコネクタに変更することになった。

(3) 全会一致による決議とし報告書を作成した。なお、発効日については令和4年7月1日とすることで合意に至った。

全会一致による決議のため、地方労働審議会令第6条第7項により岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について（報告）案
岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について（答申）案